

みやぎ社保協 FAXNEWS

2026年1月30日 Fri No 1089

「人権としての社会保障制度」 の運動推進を！

〒980-0022 仙台市青葉区五橋1-5-13
宮城県社会保障推進協議会

Tel 022-223-0566 / Fax 022-223-0977

e-mail miyagisyahokyo@bz04.plala.or.jp

医療と福祉の充実を求める自治体キャラバン 仙台市要請 子ども子育て支援金納付金額 ひとり1500円市公費投入で ひとり**2,000円**負担に



1/23（金）キャラバン仙台市を訪問。国保に関する懇談が行われ3団体6名が参加。市担当課長他6名が対応しました。

懇談では、市国保の現状や考え方を聞きながら、来年度市国保料を基金全額を投入する方向が示され、子ども子育て支援金についても市では一人3500円となる中、公費投入しひとり1500円を投入し引き下げ、2000円となるなどの発言。参加したSW2名からは、無料低額診療利用者の現場実態等訴え、国保44条窓口一部負担免除措置の周知等求めました。

（写真／要望書を手渡す県社保協会長（左））

<総選挙アピール>

「大軍拡と社会保障大改悪」に突き進む高市自維政権を終わらせ いのちと暮らしと平和を守る「人権としての社会保障」を実現しよう

高市首相は1月19日に記者会見を開き、1月23日の通常国会開会日に衆議院を解散し、1月27日公示、2月8日投票で、解散総選挙を行うと表明しました。

私たちは、この党利党略・私利私欲の大義なき暴挙に断固抗議するとともに、医療・社会保障大改悪と戦争する国づくりにまい進する、高市自維政権に審判をくだすべくたたかいを広げる決意です。

昨年12月に政府が閣議決定した2026年度予算案は、高額療養費の負担増「復活」や、OTC類似薬の「追加負担導入」、高齢者医療負担増や11万床の病床削減など医療費4兆円削減に向け、労働者・国民の命を脅かす政策を進める一方、軍事費は軍拡財源に防衛特別所得税を創設し、長射程ミサイルや弾薬庫の整備、攻撃型無人機の大量導入など過去最大の9兆353億円を計上するなど、日米の軍事一体化を狙った大軍拡予算であり、絶対に認められません。

高市首相の「台湾有事は日本の存立危機事態になりうる」発言、官邸幹部の「日本は核兵器を保有すべき」発言は、戦争放棄、交戦権の否認を明記する憲法9条を踏みにじり、唯一の戦争被爆国として「核兵器のない世界」の実現を目指す政府方針を逸脱し非核三原則にも反するものです。平和国家として戦後築いてきた国際社会の信頼を失うものであり断じて許されません。

高市自維政権は「失われた30年」といわれる経済停滞を「軍事経済化」で打開しようとしていますが、その行き着く先は戦争への道です。

長年にわたるコストカット経済から転換し、経済の好循環をつくるためには、軍事費の拡大ではなく、社会保障の拡充こそ経済再生の道です。社会保障が持つ所得再分配機能、生活保障機能、経済安定機能を発揮させるためには、大軍拡と社会保障大改悪に突き進む高市自維政権は一刻も早く終わらせなければなりません。

きたる解散総選挙で、私たちが求める「軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を」の声をさらに広げましょう。社会保障切り捨ての全世代型社会保障改革を許さず、いのちと暮らしを守る「人権としての社会保障」を実現するため、選挙に行き政治を変えましょう。以上

2026年1月22日 中央社会保障推進協議会

News

発行／みやぎアピール大行動実行委員会事務局
メール：appeal318@hotmail.co.jp

2026.1.30. FRI No26

みやぎアピール大行動2025

＜「福祉プラザ」命名権対象施設問題＞市へ要望書提出
市の命名権対象外施設条件には「福祉サービスを実施している施設」
「福祉プラザは福祉を提供する場ではないと
いう事ですね?!」の問いに市担当者は無言



1/29（木）仙台市が進めている「市福祉プラザ」命名権企業売り渡しについて、実行委員会では再考を求める要望書を提出しました。市側財政局、健康福祉局から6名が対応しました。

昨年末、突然福祉プラザ命名権優先交渉者が（株）ユーメディア、変更名称「ユーメディア ダイバーシティスクエア」と市議会常任会で明らかになり、休館中にも係わらず今年4月から名称変更が行われる予定です。市HPでは命名権対象外施設条件に「福祉サービスを実施している施設」と明記しているにもかかわらず、担当課からは「一般的施設と認識している」（私的意見）として発言するなど、懇談で様々な問題点も明らかになり実行委員会では、後日質問状を提出することになりました。

みやぎ社保協 FAXNEWS

2026年2月6日 Fri No.1090

「人権としての社会保障制度」 の運動推進を！

〒980-0022 仙台市青葉区五橋1-5-13
宮城県社会保障推進協議会

Tel 022-223-0566 / Fax 022-223-0977

e-mail miyagisyahokyo@bz04.plala.or.jp

医療と福祉の充実を求める自治体キャラバン 大崎 県への国保納付金に苦しめられる市町村 来年度 大崎市国保税引上げへ



1/30（金）から大崎社保協キャラバンがはじまり、大崎市を訪問。国保と介護を中心に90分の時間を確保した懇談が行われ3団体7名が参加。市担当部長他5名が対応しました。懇談では、市国保の現状考え方を聞きながら、来年度国保税均等割を増額する予定との考えが示され、県納付金に苦しめられている現状が明らかになりました。参加者からは、国保の加入者実態述べながら、若者が住みよい環境整備や、市営住宅のエアコン整備などの意見が出るなど、幅広い要望活動が行われました。

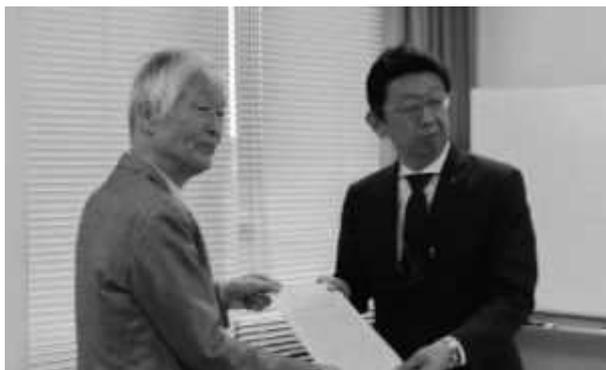
（写真／要望書を手渡す市に大崎社保協共同代表（右））

大崎社保協 医療と福祉の充実を求める自治体キャラバン 涌谷町で事前学習会開催



2/2（月）遠田友の会では涌谷町キャラバン（2/17）を控え事前学習会を行い住民ら6名が参加しました。今回学習会でも国保と介護を中心とした国保財政や介護の現場実態などの意見や質問が次々出されるなど活発な意見交換が行われました。医療に関し、入院費用が病院によって差がある内容や、子ども医療費問題でも、18歳を超えた子ども医療費が大きな負担になっている現状も語られました。

子ども医療ネットワークみやぎ 子育て支援で大事な役割を果たす医療費助成拡充を！



1/28（水）医療団体や市民団体でつくる子ども医療ネットワークみやぎでは、県乳幼児医療助成制度拡充を求める要請を行い、ネットから5名が参加し県側担当課長他2名が対応。今年4月からは仙台市が無償化の対象年齢引き上げ、全ての市町村で18歳までの子どもの医療費が無償となる中で、県制度拡充が市町村子育て支援につながることを訴えました。また、「みやぎこども幸福計画」（25～29年）に県合計特殊出生率目標1.40とし、その達成のための具体的策については、明確な返答はありませんでした。

令和8年1月8日

桐生市議会議員 各位

桐生市長 荒木 恵司
(担当：保健福祉部福祉課)

桐生市生活保護業務健全化計画について（報告）

日頃、桐生市福祉行政に御協力を賜り感謝申し上げます。

標記の件につきまして、令和7年12月に策定いたしましたので、下記のとおり桐生市ホームページで公表します。

本計画のとおり、信頼回復に向けて、法令を遵守し、要保護者の権利を尊重し、組織として生活保護業務の改善に引き続き取り組んでまいります。

記

- 1 公表日時 令和8年1月8日（木）午後4時

- 2 内 容 別紙のとおり
※桐生市ホームページ「桐生市生活保護業務健全化計画」
https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/fukushi/hogo_improvement_plan.html

以上

桐生市生活保護業務健全化計画

令和7年12月

桐生市福祉事務所

構成

第 1.	計画策定の経緯及び目的	2
1.	計画策定の経緯	2
2.	計画策定の目的と基本方針	3
3.	計画の期間	3
第 2.	不適切な取扱い発生の原因	4
1.	組織風土の問題と規範意識の欠如	4
2.	外部意見を受け入れない体制とチェック機能の低下	4
3.	職員への過重な負担	4
4.	職員の専門性と研修の軽視	4
第 3.	実施済みの改善策	5
1.	相談対応について	5
2.	保護の決定（開始・却下・廃止）について	6
3.	利用者等に対する助言や指導について	7
4.	事務手続き、事務処理について	8
5.	生活保護業務の運営管理について	9
第 4.	更なる健全化に向けた改善策	11
1.	職員意識と組織風土の改革	11
2.	生活保護利用者等の視点に立った制度運用の確立	12
3.	市民の声の積極的な傾聴とコンプライアンス体制の整備	13
4.	生活困窮世帯の適切な把握と支援	14
5.	ケースワークに専念できる環境整備～体制整備・人材育成・専門性向上・サポート体制強化～	14
6.	関係機関との連携強化	17
7.	不適切な取扱いを再発させない仕組みづくり	17
第 5.	「更なる健全化に向けた改善策」の実行と進行管理	18
第 6.	情報公開	18

第 1. 計画策定の経緯及び目的

1. 計画策定の経緯

(1) 不適切な取扱いの発覚

群馬県司法書士会からの令和 5 年 11 月 20 日付け「生活保護の改善を求める要請書」を発端とし、本市の生活保護業務に関し、生活保護費の過度な分割支払いやそれに伴う月をまたいで残金支払い、生活保護費の支給遅延、認印の大量保管など、違法又は違法性の疑われる不適切な事務処理や取扱い（以下「不適切な取扱い」という。）が多数存在していたことが発覚しました。

生活に困窮することは誰にでも起こり得ることであり、困窮している方々への適切な支援は行政の責務であるにもかかわらず、生活保護の相談者・利用者（以下「利用者等」という。）に対して耐え難い苦痛や不利益を与え、生活困窮者を支援すべき行政への信頼を大きく損なうこととなりました。

(2) 不適切な取扱いの検証と危機感の共有

令和 5 年 12 月 27 日に桐生市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）以外の職員による内部調査チームを設置し、ケース記録等の書類調査と生活保護業務の従事経験者に対する聞き取り調査を実施するとともに、客観的かつ公正な第三者の立場から検証を行い、その原因究明と再発防止の徹底を図るため、令和 6 年 1 月 31 日に外部の有識者による桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置しました。第三者委員会は同年 3 月 27 日の第 1 回委員会から約 1 年にわたり計 8 回開催され、令和 7 年 3 月 28 日に桐生市長に対して報告書が提出されました。

また、令和 6 年 1 月に群馬県生活保護法施行事務監査（以下「群馬県特別監査」という。）が、令和 7 年 2 月に厚生労働省生活保護法施行事務監査（以下「厚生労働省監査」という。）が実施されました。

第三者委員会による調査・検証、厚生労働省監査及び群馬県特別監査の結果、生活保護法に違反する事務執行や保護申請権の侵害を疑われる行為があったと指摘されました。

自立支援の体制構築が不十分であり、違法状態の看過、規範意識やモラルの低下など不正常的な組織体制が背景にあったことが指摘され、明らかになりました。

以上のような問題を受け、本市として、謝罪や部分的な改善に留まらず、生活保護業務全体を抜本的に見直し、組織風土そのものを改革する必要があるとの強い危機感が共有されました。これが、健全化計画を策定する経緯となります。

2. 計画策定の目的と基本方針

この健全化計画は、本市における生活保護業務の改善を通じて、真に市民福祉の向上に貢献し、信頼される行政組織として再生することを目的として、次の基本方針のもと策定します。

(1) 再発防止体制の確立と継続的な改善

問題の兆候を早期に発見し、再発を未然に防ぐための体制を確立します。また、一度策定して終わりではなく、常に業務改善の視点を持ち、P D C Aサイクルを継続的に回すことで、再発防止と改善を継続し続けることを目指します。

(2) 利用者等中心の支援体制の充実

利用者等に寄り添った相談を常に心がけて、一人ひとりの固有の状況やニーズ、能力を踏まえる中で、尊厳を何よりも大切にし、その人の主体的な意思に基づき、真の意味で生活の質の向上と自立を目指す支援体制の充実を図ります。

「制度を正しく適用する」ことはもとより、「制度を使って、利用者等にとって何が最善かを共に考え、実現する」というアプローチを追求します。

(3) 市民の信頼回復

今回の問題によって失われた市民からの信頼を回復し、生活に困窮した際には安心して生活保護の相談に来てもらえる環境を整備し、維持します。

透明性の高い情報公開と説明責任の徹底に努めることで、桐生市が誠実に改革に取り組む姿勢を示します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間とします。

計画期間終了後も引き続きP D C Aサイクルにより計画の評価・見直し・改善を継続的に行うことで、健全化に向けた取り組みを持続してまいります。

第 2. 不適切な取扱い発生の原因

1. 組織風土の問題と規範意識の欠如

生活保護の利用者が 10 年でおよそ半減した時期において、その時期の福祉事務所の組織としての認識、組織風土に重大な問題があったことが根本的な原因であると考えられます。

平成 20 年に発生したリーマンショックの影響により保護申請件数が急増する状況下において、ケースワーカー 1 人当たりの担当世帯数が標準とされる 80 世帯を大幅に超え、当時の査察指導員・ケースワーカーに過重な業務負担が生じていました。

その結果、管理面から事務処理の効率性を優先するあまり必要な規範意識が欠如し、適正な手続きが十分に保持されず、生活保護制度の理念に反して利用者等の人権を軽んじる態度が容認される組織風土が形成されたと考えられます。

2. 外部意見を受け入れない体制とチェック機能の低下

不適切な制度運用に陥った組織風土の問題が組織内で是正されなかったのは、組織内に外部の目や多様な意見を受け入れなかった体制や、所長以下の管理職が不適切な制度運用を問題と認識せずにチェック機能が低下したことが原因であると考えられます。

3. 職員への過重な負担

前述のとおり、平成 20 年に発生したリーマンショックの影響により保護申請件数が急増する状況下において、当時の査察指導員・ケースワーカーに過重な業務負担が生じていたことは事実であり、過重な負担が職員の疲弊をもたらし、経験豊富な専門性の高い職員が育たないという負のスパイラルを生じさせた結果、業務の質の低下や、不適切な取扱いが発生する土壌を形成していたものと考えられます。

4. 職員の専門性と研修の軽視

生活保護法や関連法規、他自治体の先進事例、人権等に関する研修が不十分であったために、憲法に保障された生存権や生活保護制度の理念に関する正しい理解、あるいは適切なコミュニケーションスキルが不十分な中で、安易な判断や誤った解釈に基づいた対応が行われ、それが問題として認識されないまま繰り返された可能性があります。

第3. 実施済みの改善策

第三者委員会報告書や厚生労働省監査及び群馬県特別監査等により指摘された不適切な取扱いの概要と現在までに実施した改善策について、次のとおり5つの項目に整理してまとめました。

1. 相談対応について

(1) 職員の不適切な窓口対応

[問題点]

第三者委員会が実施したアンケート調査において、福祉事務所職員の接遇や態度に対して厳しい声が寄せられました。

第三者委員会報告書では「寄せられた情報提供内容のほとんどに共通するのは、職員による言動が要保護者・相談者に寄り添う姿勢がなく、それと乖離したものという批判であり、かつ、職員による対応が常識的・社会的に求められる公務員としての言動とかけ離れているという非難である。」といった指摘がありました。

[改善策]

利用者等の立場に寄り添う姿勢を職員に徹底させるため、生活保護手帳の「生活保護実施の態度」を執務室内に掲示し、毎月の事務研究会で全員が読み上げる取組を令和6年4月から開始しました。

管理職を含む生活保護業務従事者全員が令和6年12月にアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）に関する人権研修を受講しました。

相談者が相談しやすい環境を整えるため、令和7年4月から人材育成課内に相談窓口を設置し、福祉課保護係窓口へ行くことに抵抗感のある方のサポート体制を強化しました。

令和7年5月から福祉課窓口にパーテーションを設置し、プライバシーに配慮しています。

(2) 面接相談時の誤った説明、過度な助言・指導

[問題点]

相談者や利用者に対して、あたかも一定の条件があるかのような誤解を招く制度説明や助言が行われるなど、申請権を侵害する行為や不適切な相談対応が認められ、以下のような事例がありました。

- ・生活保護法第4条の「保護の要件」や「保護に優先する措置」について過度な助言指導がなされていたと疑われる。
- ・手持ち金を消費してから申請を促すなど、申請時期を判断していると疑われる。
- ・手持ち金等に基づき事前に要否判定を行っている。
- ・相談者の申請意思や緊急性、相談内容及び助言内容、申請に至らなかった経緯などが面接記録に記載されておらず、相談対応の適切性に疑問が残る。

[改善策]

ホームページの見直しを行い適切な周知を図るとともに、相談に当たっては、「生活保護のしおり」を用いて相談者の理解度を確認しながら丁寧な説明を行うことを令和5年12月から徹底しています。

面接相談、事務処理などの注意点をまとめた「事務処理手引き」を令和7年8月に作成し、ケ

ースワークの際に活用しています。

相談者の収入や手持金、食事状況、水道・電気の停止などの窮迫状況を詳しく聴取し、相談受付票に確認欄を追加して聴取漏れの防止を図っています。

申請の意思の有無やその理由も受付票に記入してもらうようにし、申請に至らなかった場合でも「生活保護のしおり」と「申請書」を必ず手渡しています。

相談内容や助言内容を面接記録票に漏れなく記載し、管理職に速やかに回付しています。特に、申請に至らなかった相談は、所長まで記録を回付し、必要に応じて係長、査察指導員がケースワーカーに対する助言・指導を行っています。

令和7年4月からは面接相談員にケースワーカー経験者を配置し、同年6月からは面接時の会話録音も実施して相談の質向上と適切な対応確保に努めています。

2. 保護の決定（開始・却下・廃止）について

(1) 扶養義務者からの援助（引取り、仕送り）の認定について

[問題点]

親族による引取りに伴う保護廃止の事例では、親族の収入や生活状況の聞き取りが不十分で、廃止後の生活見通しを確認しないまま廃止を決定したケースが見られ、以下のような事例がありました。

- ・扶養親族による引取りに関する必要な情報が扶養届に記載されておらず、引取りの経緯や引取ることでの負担増加に対応できるかの確認が記載されていない。
- ・管外への転出後の生活状況を確認せず、転出先の福祉事務所との連絡調整も行わずに廃止を決定した。
- ・辞退届による廃止時に就労自立給付金の対象とならない旨が適切に説明されたのか疑わしい。
- ・管外転出などのケースで不要な辞退届が徴取されている。

境界層該当措置による却下の事例では、親族に扶養の実現性を確認せずに収入認定を行い却下したケースが多く見られ、実態に即さない仕送り認定が疑われる以下のような事例がありました。

- ・提出された扶養届に仕送り額が「不足分」とだけ記載され、実際に仕送り可能な金額が確認できない。
- ・本人が行方不明のため施設職員が代筆した扶養届に基づいて仕送り収入を認定した。

[改善策]

扶養義務者から扶養届を受理する際は、制度の説明を丁寧に行い、無理な支援を求めず、世帯や収入状況を具体的に記載してもらい、実現可能な仕送り額や方法を確認することとしました。

仕送り収入を認定する場合は、仕送りに至った経緯を組織的に確認し、ケース記録に必ず記載することを徹底しています。

扶養義務者による引取りで保護を廃止する際は、その後の生活見通しを適切に把握し、経過を記録に残すことを徹底しています。

辞退届を徴取する際は、本人の任意かつ真摯な意思に基づくことを確認し、辞退届が提出されても、最低生活費の確保など自立の見通しを本人から聴取し、窮迫した状況に陥らないよう組織

的に判断を行うこととしました。

辞退による保護廃止時には「生活保護のしおり」と「保護開始申請書」を交付し、再相談の機会があることを周知しています。

「辞退届対応マニュアル」を作成し、聴取事項の漏れや不必要な辞退届徴取の防止を徹底しています。

これらの対策は令和6年8月から順次実施しています。

(2) 支給遅延について

[問題点]

生活保護費支給決定の際、9月・10月分を決定すべきところを、10月分の支給決定をせず、その後、10月分の支給決定については、11月分の支給決定とともに約2～3週間遅延したという事例がありました。その事例では9月分の生活保護費は支給決定から約3週間後、10月・11月分は本来支給決定すべき日から約1か月後の支給となりました。

[改善策]

事務処理の遅延を防ぐため、ケースワーカーごとに文書管理ボックスを設置し、処理状況の見える化を図りました。

経理担当者が定期的に手提げ金庫内の現金管理を行い、生活保護費支給予定日を過ぎても支給されていない利用者がある場合は、ケースワーカーが速やかに利用者に連絡を取ることとしました。

「生活保護費支給マニュアル」を作成し、支給事務手続きを明確にルール化しました。

3. 利用者等に対する助言や指導について

(1) 分割支給について

[問題点]

借金や浪費、ひきこもり等の課題がある利用者に対して対面指導することを目的として過度な分割支給を行っていた事例や、生活保護費の支給が遅延し、当月中に全額支払われなかった事例がありました。

分割支給を行っていたほとんどの事例において、分割支給に至った経緯がケース記録等に記載されておらず、分割支給にかかる本人の同意書も徴取されていませんでした。

[改善策]

令和5年12月から、原則として生活保護費の分割支給を行わないこととしました。ただし、分割支給が真に必要な場合は、本人の同意書を徴取したうえで、ケース診断会議で組織的に慎重に判断し、その経緯を必ずケース記録に記載することとしました。

(2) 前渡義務違反及び一部不支給について

[問題点]

本人に対して説明や同意もなく、利用者がアパートを退去する時の清掃費を貯めさせるために満額支給しなかった事例や、公共料金等の滞納返済のために満額支給しなかった事例等がありました。

第三者委員会報告書では「当月分の保護費全額を支給せずに、一部を持ち越して桐生市福祉事務所の手提げ金庫に預ける行為は、1 か月分の保護費を渡し切らない違法行為（生活保護法第 31 条第 2 項違反）、最低基準を下回る保護金品しか給付しない違反（同法第 8 条第 2 項違反）である。」といった指摘がありました。

[改善策]

令和 6 年 1 月から口座開設ができない等の事情がある場合を除き、生活保護費の支給は全て口座振込とし、当月中の前渡しによる全額支払いを徹底することとしました。

(3) 金銭管理団体による金銭管理について

[問題点]

金銭管理上の課題がある利用者について金銭管理団体による金銭管理が行われていた事例がありました。

第三者委員会報告書では「これまで金銭管理契約が締結されてきた事案について、本人の意思がどれほど尊重されていたと言えるのかという点に疑義が生じているものといえる」といった指摘がありました。

[改善策]

令和 6 年 4 月から、金銭管理団体による金銭管理の利用は原則本人の希望がある場合のみ制度説明と紹介を行うこととしました。

同年 5 月には、金銭管理を契約している方の意向を確認し、利用中止を希望した方については金銭管理団体に連絡し対応しました。

金銭管理の利用者には定期的に意向確認を行い、本人の意思に反して生活保護費を受け取れない状況とならないよう十分に配慮することとしました。

4. 事務手続き、事務処理について

(1) 福祉課保管の認印

[問題点]

認印 1,948 本が福祉課に保管されており、生活保護法第 63 条返還金や第 78 条徴収金を毎月の生活保護費から徴収する際等において職員が使用していました。

預かった認印を返却しなかったことが、認印が多数保管された主な要因でしたが、認印を預かった経緯や使用に関する本人の同意についての文書等は残っていませんでした。

[改善策]

令和 5 年 12 月から保管した認印を一切使用しないこととし、利用者からやむを得ない理由での依頼があった場合を除き、職員が書類に押印しないこととしました。

(2) 現金管理

[問題点]

分割支給や満額不支給に係る生活保護費について、利用者に対して一括で全額支給していたとする受領簿を作成したうえで、未支給の生活保護費を利用者から預かった「私的な金銭」として福祉事務所内の金庫に保管していました。

未支給の生活保護費の管理は担当ケースワーカーや経理担当者任せになっており、査察指導員以上の管理的立場にいる職員の監督が行われていませんでした。

[改善策]

令和5年12月から、窓口で現金支給を行う際に経理担当者等がケースワーカーと同席し、本人からの押印又は自署を徹底することとしました。令和6年1月からは、口座開設ができない場合を除き、生活保護費の支給は全て口座振込としました。

同年8月から手提げ金庫の鍵を係長が管理し、週に一度出納履歴と残高を確認することとしました。

(3) 面接記録票、ケース記録等における記載不備

[問題点]

生活保護相談に至らなかった相談者に関して、面接記録票の作成が徹底されていませんでした。作成された面接記録票についても、相談者の申請意思や窮迫状況、相談内容やそれに対する助言内容、申請に至らなかった経緯等が記載されておらず、相談対応が適切であったのか疑わしい事例がありました。

[改善策]

令和5年12月から、相談者の相談内容や助言内容、生活困窮の状況、申請意思の有無など、面接で聴取した情報を漏れなく面接記録票に記載し、相談受付票を添付のうえ、原則として翌日までに管理職へ回付することとしました。

申請に至らなかった相談については、記録を所長まで回付し、必要に応じて査察指導員がケースワーカーに助言・指導を行うこととしました。

5. 生活保護業務の運営管理について

(1) 援助方針の策定について

[問題点]

厚生労働省監査において「世帯の課題に応じた具体的な援助方針が策定されていない事例があるなど、援助方針の策定について課題がある」との指摘がありました。

[改善策]

令和7年4月1日付けで、保護利用世帯の課題把握と援助方針の策定・実施を強化するため体制を整備しました。

ケースワーカーを1名増員して8名体制（令和7年8月1日付けで1名増員して9名体制）にし、そのうち社会福祉士有資格者は3名、女性ケースワーカーも3名となり、査察指導員は1名から2名体制に増員し、医療や健康面での支援強化のため保健師2名（うち1名はケースワーカー）を配置しました。

年度末には全世帯の援助方針の見直しを組織的に検討し、必要に応じて訪問計画も修正することとしました。また、年度途中でも世帯状況の変動があれば適宜見直しを行います。

(2) 自動車保有ケースの取扱いについて

[問題点]

厚生労働省監査において「処分指導の保留ケースについて、処分指導の保留の要件に該当しない事例」、「保有を否認しているケースについて、否認時から期間が経過しているにもかかわらず、有効な処分指導が実施されていない事例」があるとの指摘がありました。

[改善策]

保有の認否については必ずケース診断会議で検討し、その結果を確実にケース記録に明記することとしました。また、保有自動車については管理簿を作成し、保有容認や保留、処分指導といった指導方針に沿った対応が適切に行われているかを定期的に管理することとしました。

(3) 査察指導機能及び組織的運営管理について

[問題点]

厚生労働省監査において、「現業員に対する指導指示を付箋や口頭等により行っているため、現業員への指示が記録されておらず、指示後の措置状況も確認されていない」、「収入申告書について、就労可能な者からの毎月の徴取がされているか管理されていない」、「ケース診断会議記録票に協議内容の詳細の記録が残されておらず、適切な協議が行われたか確認できない」等の組織的な進行管理に課題があるとの指摘がありました。

[改善策]

ケースワーカーの事務処理状況を管理するために、進行管理兼査察指導票を活用し、指導・助言内容は査察指導簿に記載して事後管理を行う体制を整えました。

これらの記録を定期的に確認し、指導内容の実施状況も進行管理することとしました。

令和7年10月に群馬県や先進自治体（国立市、小田原市）への職員派遣を行い、生活保護実施の態度や組織的な運営管理の取組を学び、その成果を事務研究会において共有しました。

慎重な対応が必要な事項は、県に疑義を照会し、必ずケース診断会議で組織的に検討することとしました。

(4) 生活保護業務の実施方針及び実施計画の策定について

[問題点]

厚生労働省監査において、「前年度の実施方針等に基づいて実施した取組についての評価や、監査指摘事項を踏まえた問題点の評価及び分析が十分に行われていないため、次年度の実施方針等が早急な改善や対応が必要な事項を中心として策定されていない」、「事業計画について、管理職の役割分担が不明確であり具体的な改善のための取組内容になっていない」との指摘がありました。

[改善策]

令和7年度実施方針及び実施計画の策定に当たっては、群馬県特別監査や厚生労働省監査による指摘事項、第三者委員会報告書での指摘事項・提案事項を真摯に受け止め、改善に必要な取組を取りまとめたものとしてしました。

第4. 更なる健全化に向けた改善策

上記「第3. 実施済みの改善策」のとおり、これまでに不適切な取扱いに対する改善の取組を
 実行しているところですが、今後将来にわたり不適切な取扱いの再発を防止するとともに、利用
 者等中心の支援体制を確立し、健全化を進めるため、以下の改善策を実行することとします。

1. 職員意識と組織風土の改革

項目	実施概要	実施計画		
		7年度	8年度	9年度
(1) 人権研修	憲法に保障された生存権や生活保護制度の理念に対する正しい理解、利用者等の尊厳の尊重、差別・偏見の排除、プライバシー保護の重要性など、基本的な人権についての概念を包括的に学ぶ取組を継続します。	実施	継続的に実施	
(2) コンプライアンス研修	関係法令（生活保護法、社会福祉法、個人情報保護法など）や守るべき内部規程、倫理規範を学び、法令順守を徹底します。	実施	継続的に実施	
(3) 実務研修・人事交流	生活保護業務関係各種研修会や市町村アカデミー等への派遣、先進地視察、他機関との人事交流を積極的に実施し、生活保護制度に関する理解の深化及び面接・ケースワーク技術の向上を図るとともに、多様な視点に触れることによる意識改革を図ります。 また、コミュニケーションスキル研修を受講するなど、傾聴、共感、丁寧な言葉遣い、わかりやすい説明を実践するための能力を高めます。	研修情報の収集	実施	継続的に実施
(4) 生活保護制度の理念・目的の反芻	日々の業務に追われる中で生活保護制度の理念や目的を見失わないよう、定期的に「生活保護実施の態度」を反芻する機会を設け、職員一人ひとりが常に立ち返るべき羅針盤とします。	実施	継続的に実施	
(5) 不適切な事務処理の風化防止	不適切な取扱いの悪例を業務シーンに落とし込んだ教訓集を作成し、教訓を継承します。	検討	実施	継続的に実施

2. 生活保護利用者等の視点に立った制度運用の確立

項目	実施概要	実施計画		
		7年度	8年度	9年度
(1) 分かりやすい情報提供とアクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「保護のしおり」・ウェブサイトの改善 専門用語を避け、平易な言葉で制度の仕組み、申請方法、利用者の権利と義務、各種手続きの流れ、相談窓口などを説明します。 ○ 規程の整備 規則、要綱等を整備し、運用方法を明確化するとともに、市ホームページに掲載して周知します。 	実施	実施及び改善	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ アクセシビリティの向上 多言語対応や、文字の大きさ、色使いなどもユニバーサルデザインの視点を取り入れます。 ○ イラストや図の活用 複雑な説明にはイラストやフローチャートを用いて視覚的に理解しやすくします。 	検討	実施	実施及び改善
(2) 相談窓口の環境改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ プライバシーへの配慮 相談は個室での対応を基本とします。窓口対応時にもプライバシーに配慮してパーテーションを設置し、対応時の声のボリュームや話し方にも注意します。 ○ 柔軟な相談対応 市役所に来ることが出来ない方には、ご自宅での相談を行うなど、柔軟な相談対応をします。 	実施	実施及び改善	

<p>(3) 手続きの負担軽減</p>	<p>制度利用に当たり提出される申請書類や添付書類を見直し、可能な限り簡素化することで利用者等の手続きの負担を軽減し、制度を利用しやすくします。</p> <p>文字を書くのが苦手な方や、複雑な内容が理解できない方には、代筆や記入補助など合理的配慮に努めます。</p>	<p>実施</p>	<p>継続的に実施</p>
---------------------	---	-----------	---------------

3. 市民の声の積極的な傾聴とコンプライアンス体制の整備

項目	実施概要	実施計画		
		7年度	8年度	9年度
<p>(1) 市民アンケート等の実施</p>	<p>市民や利用者等へのアンケートやヒアリング調査を定期的実施し、業務に対する評価や改善要望を把握する機会を設けます。</p>	<p>検討</p>	<p>実施</p>	<p>継続的に実施</p>
<p>(2) 当事者参加型の会議・懇談会の開催</p>	<p>利用者や元利用者の代表者、支援者などを交えた会議や懇談会を定期的開催し、制度改善や業務運営について直接聞く場を設けます。</p>	<p>検討</p>	<p>実施</p>	<p>継続的に実施</p>
<p>(3) 本計画への意見反映</p>	<p>市民（利用者等を含む。）の意見を踏まえて随時、計画を見直します。</p>	<p>随時計画見直し</p>		
<p>(4) コンプライアンス体制の整備</p>	<p>第三者委員会報告書による提言、群馬県特別監査及び厚生労働省監査における指摘事項、その他桐生市内部の自己点検に基づき行う是正改善措置及び再発防止策の実施状況について検証を行うためのコンプライアンス体制として「桐生市生活保護業務健全化検証委員会（仮称）」（以下「検証委員会」という。）を設置します。</p> <p>検証委員会の構成メンバーは、有識者のほか、桐生市民からの公募委員や生活保護利用者を含めて選定するものとします。</p>	<p>設置</p>	<p>継続的に実施</p>	

4. 生活困窮世帯の適切な把握と支援

項目	実施概要	実施計画		
		7年度	8年度	9年度
(1) 桐生市における生活困窮率（相対的貧困率）の把握	<p>桐生市における生活困窮の実態を的確に把握するため、生活困窮率の算出について研究を行います。</p> <p>生活困窮率や保護率等の推移をモニタリングし、適切な施策の展開に繋がります。</p>	研究	実施	継続的に実施
(2) 生活困窮世帯へのアウトリーチの実施	<p>重層的支援体制整備事業のアウトリーチを通じ、支援を必要とする生活困窮者に直接声をかけることで、生活保護の利用に対する抵抗感を低減し、適切な利用を促進します。</p>	実施	継続的に実施	

5. ケースワークに専念できる環境整備～体制整備・人材育成・専門性向上・サポート体制強化～

項目	実施概要	実施計画		
		7年度	8年度	9年度
(1) ケースワーカー・査察指導員の人員確保と配置	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケースワーカー1人当たりの担当世帯数が標準（80世帯）以下となるよう職員を配置します。 ○ 困難ケースが多い場合には、担当世帯数を軽減するなど、ケースワーカー一人ひとりの業務量と質を定期的に評価し、必要に応じて業務再配分を行います。 ○ 査察指導員は原則ケースワーカー7人に1人配置します。 ○ 査察指導員及びケースワーカーは、社会福祉法第17条を踏まえ、生活保護事務の専念を基本とします。 	実施	継続的に実施	

<p>(2) チーム支援体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人のケースワーカーが全てのケース内容を抱え込むのではなく、困難ケースは複数人で複合管理を行うなど相互にサポートし合える体制を整備します。 ○ 緊急時や休暇取得時でも、他の職員がスムーズに引き継ぎできる仕組みを構築します。 	<p>実施</p>	<p>継続的に実施</p>	
<p>(3) メンタルヘルスケアの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過重なストレスがかかりやすい業務であるため、定期的なストレスチェック、カウンセリング機会の提供、外部相談窓口との連携など、職員のメンタルヘルスケアを充実させます。 ○ ハラスメント対策を徹底し、心理的に安全な職場環境を確保します。 	<p>実施</p>	<p>継続的に実施</p>	
<p>(4) ジョブ・ローテーションの確立</p>	<p>社会福祉士や保健師など専門職、事務職がそれぞれ従事する期間の目安を確立し、モチベーションの維持・向上を図ります。</p>	<p>検討</p>	<p>実施</p>	<p>継続的に実施</p>
<p>(5) 専門研修の継続的な実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護業務従事者向けの研修のほか、医療、精神保健、依存症、発達障がい、DV、貧困ビジネス対策、多文化共生など、利用者が抱える多様な課題に対応するための研修会への派遣を積極的に行います。 ○ 面談技術、傾聴スキル、説明能力、危機介入スキルなど、ケースワークに直結するコミュニケーション能力を高める研修を行います。 ○ 職場内研修を定期的実施し、組織全体のスキルアップを図ります。 	<p>実施</p>	<p>継続的に実施</p>	

<p>(6) 組織的な情報共有に向けた仕組みの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事例集の作成 過去の支援事例、成功事例、困難事例とその対応、連携機関情報などを集約し、職員がいつでも参照できるようにします。 ○ 関係機関リストの作成 地域の医療機関、NPO、相談機関などの事業内容や連絡先を整理し、共有リストを作成します。 	<p>検討</p>	<p>実施</p>	<p>継続的に実施</p>
<p>(7) スーパービジョンの強化と質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的・体系的な助言・評価・精神的サポート（スーパービジョン） 課長、係長、査察指導員による係員へのスーパービジョンを定期的実施します。ケースワークの進捗状況だけでなく、ケースワーカー自身の感情の揺れや倫理的ジレンマへの対応についても指導・助言を行います。 ○ 監督指導者の育成 質の高いスーパービジョンを提供できる管理職やベテラン職員を育成するため、所長以下の管理職、査察指導員向けの研修会への参加を積極的に促します。 	<p>実施</p>	<p>継続的に実施</p>	
<p>(8) ケース診断会議の効率化</p>	<p>会議資料の自動生成やシステム上での会議議事録作成機能などを活用し、会議準備や事後処理の手間を減らします。</p>	<p>検討</p>	<p>実施</p>	<p>継続的に実施</p>
<p>(9) 事務補助体制の強化</p>	<p>ケースワーカーが本来の業務に集中できるよう、定型的な事務作業（書類整理、郵送準備、データ入力の一部など）は会計年度任用職員を活用します。 役割分担を明確にし、ケースワーカーは判断業務と専門的なケースワークに特化できるようにします。</p>	<p>検討</p>	<p>実施</p>	<p>継続的に実施</p>

(10) 業務プロセスの見直しと効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケースワーカーの日常業務を詳細に分析し、「本当に必要な業務か」「より効率的な方法はないか」の視点から見直します。 ○ unnecessary書類作成や複数回の手続き、重複する確認作業等については廃止又は統合を検討します。 	検討	実施	継続的に実施
(11) デジタル技術の活用による事務負担の軽減	<p>預貯金調査のオンライン化、決裁の電子化、AIを活用した法令等検索、RPAを活用した入力処理等の導入を検討し、事務作業の省力化・自動化を図ることで労務負担を軽減します。</p>	検討	検討及び 随時実施	

6. 関係機関との連携強化

項目	実施概要	実施時期		
		7年度	8年度	9年度
(1) 関係機関との連携強化	<p>重層的支援体制における多機関協働事業を推進し、ケースワークの専門性を補完するとともに、困難ケースを単独で抱え込むことによる精神的負担の軽減を図るため、関係機関との連携強化を推進します。</p>	実施	継続的に実施	

7. 不適切な取扱いを再発させない仕組みづくり

項目	実施概要	実施時期		
		7年度	8年度	9年度
(1) 会話録音の実施	<p>面接相談時や電話対応時における相談内容や助言・指導内容を録音することにより、不適切な相談対応の再発防止、職員のケースワーク能力や接遇の質の向上、相談者や利用者との認識のずれから生じる無用なトラブルの防止につなげます。</p> <p>会話録音は本人の同意のもとで実施します。録音内容は、抽出して管理職が確認します。</p>	実施	継続的に実施	

(2) 業務の進行管理、 マネジメントの徹底	所長以下の管理職による業務の進行 管理とマネジメントを徹底し、ボトル ネックや異常な兆候（業務の停滞、特 定の職員への業務集中、職員の心の揺 らぎ等）の早期発見・早期対応を図り ます。	実施	継続的に実施
(3) 内部通報制度の周 知	不適切な取扱いを抑止し、倫理観や 規範意識の浸透を図ることを目的と して、福祉事務所職員への内部通報制 度についての周知を定期的に行います。	実施	継続的に実施
(4) 文書保存年限の延 長	廃止ケース記録の保存年限を5年か ら10年に延長し、利用者との認識のず れから生じる無用なトラブルの防止や 再申請時の円滑なケースワークにつな げます。	実施	継続的に実施
(5) 本計画を踏まえた 実施方針・実施計画 の策定	監査指摘事項のほか、検証委員会に よる本計画の取組みについての評価・ 検証結果を踏まえた実施方針・実施計 画を毎年度策定し、改善の取組みを確 実に実行します。	実施	継続 的に 実施

第5. 「更なる健全化に向けた改善策」の実行と進行管理

上記「第4. 更なる健全化に向けた改善策」の実施状況について内部検証を行うため、副市長をトップとする生活保護業務健全化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置します。

推進本部は、その検証結果を、毎年度、検証委員会に報告することとします。

生活保護業務健全化推進本部

本部長 副市長

本部長 総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、子どもすこやか部長、教育部長

第6. 情報公開

生活保護行政に対する市民の信頼を回復するため、そして真に透明で公正な生活保護行政を実現するため、生活保護業務における改善の取組に関する情報を積極的に公表します。

桐生市2職員書類送検

生活保護偽造文書行使容疑

桐生市が70代女性に生活保護費を支給する際に同姓の認め印を使って文書を偽造したとして代理人弁護士らが市職員2人を刑事告発した事件で、告発者側の反貧困ネットワークぐんまは4日、桐生署が1月30日に市職員1人を有印私文書偽造・同行使容疑で、もう1人の職員を同行使容疑で書類送検したと発表した。一方、同署は「個別の案件にはコメントできない」としている。

生活保護費の領収書に押印。同年11月27日、ケースワーカーと同課の指導員で共謀して、市役所を訪れた女性や弁護士らに偽造した領収書を閲覧させたなどとしている。

長男をぎゅっと抱きしめ、つげられていた。医師から状況について、送りの出した。まさか、説明があった。「意識を失い、心臓停止状態である」と思わなかった。行幸2日目の午前11時

17歳が

都市対抗・日立で2次北関東

7月6日に開幕

JABA県連が26年度日程発表

社会人野球のJABA県連は4日、太田市内で定時総会を開き、2026年度大会日程を承認した。第97回都市対抗野球大会(8月26日開幕、東京ドーム)の2次予選・

北関東大会は7月6日から7日間、茨城県日立市の日立市民球場で行われる。

北関東大会は第1代代表決定と敗者復活による第2代表決定の両トーナメントで実施。3県の1次予選を勝ち抜いた群馬1、茨城5、栃木2の計8チームが



日野賢彦 新理事長

役員人事も決定

総会では役員人事も発表され、元衆院議員の佐田玄二郎会長▽23年間務めた元富士重工業(現SUBARU)

本大会の代表2枠を懸けて激戦を繰り広げる。

他に第97回日本選手権(10月31日開幕、京セラドーム大阪)の関東代表決定戦は10月1日から神奈川県などで開催。本大会へは代表枠以外に、3〜8月に各地で行うJABA大会で優勝したチームにも出場権が与えられる。複数大会で優勝すると、チームの所属地区に出場権が加算される。

監督の茂木啓司理事長▽同元野球部長の小塚幸裕副会長▽同元監督の野口広司副理事長1が退任。新会長に毎日新聞前橋支局長の上鶴瀬副会長、新理事長に、富士重工業時代に内野手で都市対抗に出場し、コーチを務めた日野賢透副理事長がそれぞれ昇格、茂木氏は顧問に就任する。任期は4月1日から2年間。



【湯浅聖一】県大会日程は次の通り。球場はいずれも太田市運動公園野球場。

△春季大会▽4月4、5日入第97回都市対抗野球1次予選県大会兼第50回全日本クラブ選手権県予選▽5月2、3日。優勝チームは北関東大会へ。

△クラブ上位2チームはクラブ選手権関東予選へ△第49回県クラブ選手権兼関東連盟クラブ選手権県予選▽8月28、30日。優勝チームは関東選手権へ

列島

北から南から

▽電話機の歴史紹介 千葉県立現代産業科学館(市川市)で、電話機の歴史を実物やパネルで振り返る展示が行われている。黒電話のダイヤルを回す体験ができる。

1930年代以降の

る仕組みや特徴を紹介。大人は優かしく、子どもも楽しめる」と担当。3月1日まで。入場料は一般300円、中学生以下は無料。(千葉)

◇第79回芸術院展 入賞者(東京都美術館。毎日新聞社)の後援。敬称略

書道芸術院準大賞▽逸見玲子(太田)▽白雪紅梅(嵐山)▽川友香里(同)▽菅道芸術院後援賞▽相澤敦子(大崎)▽友里絵(前橋)▽石井和子(浅井)▽和田敬子(藤岡)▽毎日新聞社賞▽半田俊子(太田)▽特選▽大井直也(資生堂)

おみやみやみ 申し上げ

【氏名、死亡日、年齢、通夜、葬儀・告別式の日時、場所、自宅喪主の順に掲載】

■前橋

長嶋寛さん 1日、90歳 4日(家族葬)で営んだ。総社町植野。長女、奈良洋子さん

中島清子さん 1日、88歳 6日(家族葬)。上小出町。次男、正光さん

小池フミ子さん 3日、85歳 6日(家族葬)。前橋メモリアルホール

新井敏美さん 4日、78歳 7日(家族葬)。市東町。上京町(旧住所)。長男、貴久さん

生方聡さん(うぶかた循環器クリニック院長) 2日、66歳 7日(家族葬) 54

前橋メモリアルホール。住吉町。妻、千夏さん

時・時々	5%以上	3	4	4
の風向き	5%未満	3	4	4
降水確率 0%	14/3°C	3	4	4
24時 あすの予報	10%	警戒	よく乾く	厳重警戒
降水確率 0%	7/-2°C	3	4	4
24時 あすの予報	30%	警戒	よく乾く	厳重警戒
降水確率 0%	15/3°C	3	4	4
24時 あすの予報	10%	警戒	よく乾く	厳重警戒
降水確率 0%	4/-7°C	3	4	4
24時 あすの予報	30%	警戒	よく乾く	厳重警戒
間予報(前橋)	7/-1°C	3	4	4
7日	30%	警戒	よく乾く	厳重警戒

指数情報(項目は季節で変わります)

Jo

43・2780

7

7

・8111

8・012

253・2415

361・0378

22・4131

44・8769

46・2504

382・1811

221・5638

75・2322



一本「証言」1940(昭和15)年正月から50(同25)年12月30日までの11年間を記録。汽車の切符の値段や日々の天気、人々の休日の過ごし方、空襲警報の発令時間に至るまで、村内で起こった出来事を詳細に書き記している。

持っていたという。さらに、戦時中の資料としては珍しく、政府を正しくと批判している。「馬鹿にするな。軍部の真面目などあらゆるものを十二分に使っていたやがって。何から何まで無理の連続」。太平洋戦争開戦から約7カ月後の42年7月15日の日記にはこのように書いた。鈴木さんは、日記だからこそ本音が書けたのだらうと推測した上で、「この記録が当時の社会を検証する一資料になれば」とする。



度と3月中旬並みになった。安中市松井田町上増田 立春の陽気にセツブンソウ 安中

大府密輸 40歳男を 県警組織 捜査は4日 違反(宮利百 いで、波川市 大平祐介容疑 した。 逮捕容疑、 して昨年9日 ら国際ス 約900万、 82万円) いる。 県警は捜査 として認否を いない。大麻 品に隠された ルに入ってい

無断押印容疑で書類送検

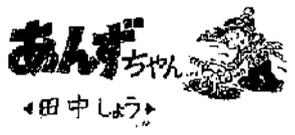
生活保護費問題で桐生市職員2人

桐生市の生活保護で不適切な対応が行われた問題に絡み、保護費の受領簿に他人の印鑑を使って無断押印したとして、県警が有印私文書偽造・同行便の疑いで市職員2人を前橋地検に書類送検していたことが4日までに、関係者への取材で分かった。無断押印されたとして、昨年1月に外国籍の70代の女性受給者らが、桐生署に告発状を提出していた。

市職員2人を前橋地検に書類送検していたことが4日までに、関係者への取材で分かった。無断押印されたとして、昨年1月に外国籍の70代の女性受給者らが、桐生署に告発状を提出していた。

告発状によると、職員は2023年10月27日ごろ、保護費が未支給にもかかわらず、領収印欄に同姓の他人の印鑑を押し、女性が受け取ったかのように虚偽の受領簿を作成。さらに同年11月27日に説明を求めた女性と弁護士らに不正な押印のある受領簿を示したとされる。

職員は捜査として認否をいない。大麻品に隠されたルに入っている。県警は捜査として認否をいない。大麻品に隠されたルに入っている。



あんざ 田中しゅう 次はもっとぶつけてやるぜ こつち こそ 米つぶ合戦になってる わよ



埼玉の くらしと 社会保障

2026 新春社会保障学習決起集会 総選挙は、社会保障拡充の大チャンス!!



総選挙の公示後の1月28日(水)に、新春社会保障学習決起集会が浦和コミセンで、84人(※オンライン参加含む)で行われました。冒頭の斎藤会長のあいさつでは、終末時計が85秒と昨年より、4秒縮んだ、その大きな要因は米大統領の覇権主義、戦略核兵器の開発や核兵器の使用が現実的なものになっていること。また、日本では、高市政権の戦争国家づくりのために軍事費拡大、対極に社会保障費の削減で暮らしが脅かされている。そのためにも、今度の総選挙は国民にとって重要なたたかい、中道政党ができ、政党間の真ん中は聞こえは良いが、てんびんの真ん中においても何も変わらない。左派の勢力は、平和と社会保障、民主主義を守るしっかりとした強固な野党、今日の学習決起集会を機にみんなで学習して総選挙を全力で頑張ろうと訴えました。

次に4つの団体から、運動報告と決意表明がありました。先頭で、埼玉土建の戸田さんより、総選挙勝利と埼玉土建国保を守るたたかいについて、高市首相の独善的で横暴な解散への批判、子ども子育て支援金の徴収により保険料の引き上げがある。防衛費ではなく社会保障制度の拡充が必要、そのために総選挙を勝利し運動を広げていく決意を発言。社会保障をよくする蕨の会の佐藤さんからは、国の留まるところをしない悪政の防波堤として、奮闘してきた頼高市長の「いのち・くらし・営業」を守る市政を支えてきた社保協として、「社会保障分野の施策の拡充、物価高騰対策を」求めて奮闘してきた発言。3番目に、医療生協さいたまの久保田さんからは、高市政権下で、自民党・維新の会の医療・介護を破壊する改悪に対し、事実を明らかにする運動と、診療報酬、介護報酬の引き上げをかけたがこれでは、病院、介護施設の廃業のスピードを緩められるだけで根本的な対策になっていない。引き続き4兆円

2026年2月1日発行 第358号
(毎月1回発行)
発行 埼玉県社会保障推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8自治労連会館1階
TEL048-865-0473 FAX048-865-0483
ホームページは「埼玉社保協」で検索ください

削減政策を中止し、必要な医療費を確保する政治に変えるために奮闘をしていく決意が語られました。最後に、川口市社保協の東田さんから、川口市長選での社保協としてのたたかいについて発言がありました。6人すべての候補者に公開質問状を届け、回答をまとめ、社会保障への各候補の考えを社保協通信にして、市民に知らせてきた運動を紹介。

記念講演では、法政大学名誉教授の五十嵐 仁さんが講演しました。総選挙公示 2 日目もあり、内容を総選挙の争点を分かりやすく解明しました。

はじめに、世界は激動の情勢、歴史の分岐点、転換点を迎えている。極右勢力の衰退、米大統領のベネズエラ攻撃への内部からの批判の高まり、ニューヨーク市長選での民主的社会主義者の勝利、シアトルでの社会主義者を名乗る市長の誕生など排外主義的な政策に市民は気づき始めていることを力強く紹介。そして、高市首相の自己都合解散、維新との連立で、右傾化を加速し、「存立危機事態」発言で中国の壁にぶつかり、中国からの観光者激減で、2兆 2000 億円を超える損害、輸出入もこれから経済面で大きな打撃がまっている。一日も早く、発言の撤回をしないと取り返しのつかなくなる可能性がある。一方で、維新の会の高すぎる国保料逃れ、共同代表が秘書の会社へ発注した公金の還流し、自分たちの身を太らせていたことを指摘しました。今の高市政権に過半数を与えて存続させることになれば「白紙委任」となり、防衛費の増大、財源が足りなくなったら国債の発行と軍拡、増税が国民生活に押し寄せてくる。そのためにも左派勢力が頑張るとき、消費税の財源は、あるところからとる、600兆円の内部留保に1%の課税で6兆円、株価高騰で大儲けしている企業、富裕層に適正な課税をすればでてる。共産党は、「タスクザリッチ」(富裕層に課税を)かかっている。所得再分配こそ、政治の力で行うことが大切と力説しました。そして、社会保障、医療、介護、福祉の充実に向けてお金をつぎ込むことが大切。春闘は5%の賃上げでは足りない、中小企業には国が賃上げた企業にその分の補助金を出す施策をする。

高市首相の公約の消費税減税発言がコロコロと変わり支持率は下がり始めている。与野党の逆転もありうる。最後に、極右勢力が支持を広げる中で、中道改革の真ん中の位置にあり、集団自衛権の行使反対、原発再稼働反対を求めている国民は、左派勢力に向かうことになる。軍拡政治から社会保障拡充の転換の大チャンス。希望の持てるビジョンを持って、平和と安全のための外交、日本の自然と文化を活かし、観光と福祉で世界に誇る立国をつくることの可能性がある、そのためにも総選挙の勝利が大切と訴えました。

第34回埼玉県社保協総会 その2 埼玉での社会保障拡充の運動の前進を確信!

昨年12月23日に開催された、第34回総会での地域社保協、加盟団体からの発言の続きです。



医労連 北村さんからは、秋のたたかいと署名活動について発言がありました。患者の命を守るためには、ケア労働者の過密労働はもう限界。ケア労働者の大幅賃上げを勝ち取るために、埼玉医労連で自治体要請の全県キャラバン行動を928名で行なった。10月21日には、市議と介護職員との実態調査、そういう中で、立憲民主党、国民民主党などケア労働者の声に耳を傾けてくれる議員が増えてきた。引き続き、ケア労働者の制度改善、診療報酬、介護報酬の引き上げに向けて奮闘をしていく決意が語られました。

昨年12月23日に開催された、第34回総会での地域社保協、加盟団体からの発言の続きです。



埼玉民医連 長谷川さんからは、埼玉民医連として奮闘してきた1年について発言がありました。3月には、埼玉県に対して、すべての生活保護利用者、低所得者にエアコン購入等、費用の支給を求め、気候変動による酷暑が予想される中、県民の命を守るために要望書を提出。9月には非正規滞在等の外国人の受療権の保障を求める取り組みを要請してきた。



埼玉土建本部 戸田さんからは、社会保障運動の報告がありました。子ども子育て支援金を保険料に上乗せして徴収する仕組みにより、次年度の保険料が一人500円、そして3年後には1000円になり、土建国保の保険料の引き上げになる、本来は国民から集めた税金で賄われるべき。OTC類似薬の新たな患者負担などを含め、大学習会運動を展開している。また、12月2日に、すべての健康保険証の有効期限が切れたことへの抗議として、浦和駅東口で地域団体と協力をして、「現行の健康保険証の存続、復活を呼びかける」宣伝行動をとり組み、26支部、128人。参加者全体で159人。署名は129筆集めたと発言しました。



さいたま市社保協 依田さんからは、県社保協と共同して取り組んだ「訪問介護事業所アンケート」の実態について、その取り組みを通して、訪問介護事業所と面会し話し合い、新しい連携の可能性が出てきたこと、そのアンケートを基に訪問介護事業所に対する経済的支援をさいたま市に要望し、一定の成果を得たことについて発言がありました。見沼区社保協がとり組んだ、7つの事業所の声の紹介があり、「訪問先は駐車場がなく、

有料駐車場を使わざるを得ない経費が嵩む」「市は対策をたてる」など現場の声が届けられました。この運動のなかで、さいたま市がはじめて、介護事業所に5億円の予算(国の物価対応重点支援地方創生臨時交付金)を活用して、市としては史上初のカッコつき「英断」したこと、これはアンケート結果に見る介護危機のもとで市社保協が取り組んできた懇談、市民とともに行った総行動などを継続して行ってきた成果だと発言がありました。

有料駐車場を使わざるを得ない経費が嵩む」「市は対策をたてる」など現場の声が届けられました。この運動のなかで、さいたま市がはじめて、介護事業所に5億円の予算(国の物価対応重点支援地方創生臨時交付金)を活用して、市としては史上初のカッコつき「英断」したこと、これはアンケート結果に見る介護危機のもとで市社保協が取り組んできた懇談、市民とともに行った総行動などを継続して行ってきた成果だと発言がありました。



障埼玉連の若山さんからは、精神障害者への助成について、2級の方の精神重度に繰り入れることを県が方針化した、市町村が事業計画することで予算が県から下りる仕組みを作らせていく運動の継続、所沢市では、入院

食事補助を半額にする、新座市は障害4級の方の除外、飯能市では様々な制度、横出し、上乗せをバサバサきるなど社会保障の削減、悪政の影響がでている。職員不足と高齢化のなか、サービスの質の低下がおきている。社会保障の後退を食い止めるためにみなさんと力をあわせていきたい。



埼玉県保険医協会 田中さんからは、この間、地域のみなさん、加盟団体のみなさんとともに行った社会保障拡充の運動、保険医協会のとり組みについて報告がありました。診療報酬引き上げの運動、OTC類似薬の保険外し、負担増をやめさせる取り組み、12月の現行の健康保険証を復活させる取り組みについて、厚労省のマイナ保険証の利用率を高めさせるための統計変更などの紹介とあわせて、保険証復活のために、引き続き社保協のみなさんと頑張るとの発言がありました。



年金者組合 岩淵さんからは、年金の低さについて、物価高騰の中で、一日の食事を2回に、夏はシャワーで済ませる。日本の女性の低すぎる年金はILOに批准するように提訴した。また、年金者組合の4か年計画の紹介と組織拡大を奮闘してきた経験。ひきつづき、年金者組合の存在価値を発揮し、高齢者を支えていくために頑張る決意を発言しました。



行田羽生社会保障をよくする会 山田さんからは、行田羽生社会保障をよくする会の一年間の取り組みの紹介、中でも、芝田英昭先生を呼んでの学習会では、いのちの大切さ、人権、旧優生保護法について深め合った経験。行田市での「こども誰でも通園制度」実施に向けて、5つの園で事前実施を行い、保育士が足りないことが明らかになった。また、新年度に向けて、OTC類似薬の保険外し反対など学習会や宣伝行動を取り組んでいく発言がありました。

◆総会後に寄せられた『感想文』から◆

●記念講演について

- ・仮想敵国をつくり、自分たちの生活の苦しさの原因をそこに求め、国民同士、世代間の分断をあおり、悲惨な戦争を引き起こしたナチスドイツ、こうした話をすると、自分には関係ない、昔の話で他人事と考える人が多いが、今日の講演を聞いて、今の日本はまさに、その道を進んでいる様に感じた。
- ・取得が任意のマイナンバーカードとすべての国民が加入する健康保険制度を紐付けようとするのは憲法違反だと思ふ。
- ・埼玉県の高齢化のスピードがこれ以上に早まり大変なると、それを見据えた運動の提起があり、改めて思った次第です。

●総会について

- ・各団体の報告では、それぞれの奮闘していることが聞けて勇気づけられた。
- ・法律から実態を見るのではなく、実態から法律・制度をよくしていく、変えていくという考え方にあらためて学びました。

総選挙で勝利し、社会保障の拡充を！

高市首相は、衆議院を解散することを1月19日の記者会見で発表し、国民に「高市首相を選ぶのか、それとも野田氏、齋藤氏を選ぶのかの信を問う」という大義のない解散を行いました。与党で過半数を占めることになれば、国民に「白紙委任」をしるという傲慢なやり方です。まさに、旧統一協会との癒着などによって支持率が下がらないうちの解散総選挙です。この衆議院選挙に700億円も費やします。維新の身を切る改革で、議員定数を一割カットしたとしても年間40億円程度です。便乗した「大阪都構想」の再々の持ち出しでのダブル選など、両政党の身勝手解散でしかありません。

埼玉県社保協として、1月20日(火)に「公開質問状」と「要望書」を9つの政党に届けてきました。その翌日には、すべての政党が、消費税の減税や廃止、飲食料品2年間の税率ゼロなど公約にしています。その要望書を掲載いたします。

2026年衆議院議員選挙「要望書」

日頃からの国民のいのちと暮らし、仕事を守るために献身的な政治活動に心より敬意を表します。

私ども、埼玉県社会保障推進協議会は、結成当初から、社会保障は、憲法25条にもとづいた国民の基本的な権利として、34年間、社会保障制度の拡充に、埼玉県、地方自治体、埼玉県民とともに取り組んできています。

さて、1月27日公示、2月8日投票で、2026年衆議院選挙が予定されています。物価高騰、円安は留まることなく、国民の生活を苦しめており、日本経済の先行きも不透明になっています。そういう中での衆議院解散、総選挙を迎えることとなります。今こそ、政治の力を発揮し、国民が安心して暮らせるために、経済対策として、消費税減税をはじめ、大幅な賃上げ、何よりも年金など社会保障の拡充が求められています。

2026年衆議院選挙にあたり、下記の11項目の社会保障拡充等の要望項目を御党の政権公約に取り入れていただきたく「要望書」を送付させていただきました。

1月下旬から、寒さがより一層厳しくなります。御党の予定候補者並びに関係者へのご健康を祈念いたします。

記

1. いまこそ、戦争のない世界をつくるために、平和憲法を活かし、対話による外交をしてください
2. 「誰でもが安心して払える」国民健康保険料(税)にしてください。物価高騰、地域医療格差の中で、国保料(税)水準の統一は、中止にしてください
3. 医療費4兆円削減をやめてください。そして、安心して医療機関にかかれるために、高額療養費の限度額(自己負担額)を引き下げてください
4. 従来の健康保険証とマイナ保険証と併用、あるいは両方を持てるようにしてください
5. 5%の消費税減税を直ちにおこなってください
6. 300兆円近い年金積立金を活用し、最低保障年金制度を創設してください
7. 介護報酬の引き上げ、とりわけ訪問介護報酬を引き上げてください。国の介護保険の負担割合を4分の1から2分の1に引き上げてください
8. 国が制度として加齢性難聴による補聴器購入助成をおこなってください
9. 公共交通機関などの改善と充実をしてください
10. 大幅な賃金上げができるように最低賃金を1500円に引き上げてください。
11. すべての外国人の人権を保障し、排斥行為に毅然と対応してください。

以上

調剤薬局の危機!!

診療報酬のプラス改定の裏にあるものは

現在、私たちの健康を支える「薬局」と「医薬品供給」が、かつてない危機に直面しています。その根本的な要因となっているのが、国による毎年の「薬価引き下げ」と急激な市場環境の変化です。

■薬局経営の悪化と加速する淘汰

かつて街の調剤薬局にとって経営の柱であった「薬価差益(仕入れ値と公定価格の差額)」は、度重なる薬価引き下げにより事実上消滅しました。さらに、ポイント還元や日用品・食品販売といった「利便性」を武器にする大手ドラッグストアの参入により、競争は激化しています。資本力の弱い個人薬局はこれに対抗できず、閉店を余儀なくされるケースが後を絶ちません。事実、2025年の調剤薬局の倒産件数は過去最多の38件(前年比35.7%増)に達し、深刻な事態となっています。

■埼玉医労連の加盟組織でも回答が分離

埼玉医労連には、病院法人と薬局法人を組織している単一の労働組合があります。病院の経営も困難な状況で軒並み一時金引き下げの回答が続いていますが、調剤薬局で働く職員の一時的な金回答水準はさらに悪化しています。ある経営グループでは、病院法人と調剤薬局法人の26年度予算編成において、年間一時金に0.5ヵ月分の差が開いてしまっています。

■「かかりつけ薬局」消失が招く、患者への負担

個人開業医の門前にある薬局が撤退すると、どうなるのでしょうか。例えば、高齢の患者がタクシーで診療所を受診した後、薬を受け取るために再びタクシーで遠くの薬局へ向かわなければなりません。もしその薬局に在庫がなければ、さらに別の薬局へ移動する必要があります。昨今のタクシー不足も相まって、移動手段の確保すら難しい中、薬局の減少は「受診そのものの断念」や「かかりつけ診療所の変更」を強いることになりかねません。

■「ドラッグ・ロス」と問われる適正価格

影響は販売の現場だけでなく、製造の現場にも及んでいます。原材料費が高騰する中で薬価ばかりが引き下げられれば、国内工場は不採算となり、製造中止が続出します。さらに海外企業からも「日本市場は投資回収が困難」と見なされ、画期的な新薬が日本で販売されない「ドラッグ・ロス」も進行しています。

「薬が安い」ことは患者にとって有益ですが、その結果として「必要な薬が手に入らない」未来がすぐそこまで迫っています。目先の安さだけでなく、医療インフラを持続させるための「適正価格」とは何か。私たち一人ひとりが考えるべき時期に来ています。

(埼玉県医療介護労働組合連合会 小貫 駿)

2026年自治体要請キャラバン コース日程表(案)

日程	曜	コース	懇談時間	
			①10時～11時30分	②14時～15時30分
7月14日	火	1	川越市	さいたま市
		2		川島町
		3		和光市
		4		幸手市
7月15日	水	5	松伏町	春日部市
		6	富士見市	ふじみ野市
		7	深谷市	熊谷市
		8	蓮田市	白岡市
7月16日	木	9	桶川市	北本市
		10	毛呂山町	越生町
		11	滑川町	嵐山町
		12	長瀨町	皆野町
7月17日	金	13	加須市	鴻巣市
		14	杉戸町	宮代町
		15	三郷市	八潮市
		16	日高市	飯能市
7月21日	火	17	上里町	神川町
		18	吉見町	東松山市
		19	坂戸市	鶴ヶ島市
		20	川口市	草加市
7月22日	水	21	寄居町	横瀬町
		22	志木市	新座市
		23	小川町	東秩父村
		24	越谷市	吉川市
7月23日	木	25	入間市	狭山市
		26	ときがわ町	鳩山町
		27	行田市	羽生市
		28	秩父市	小鹿野町
7月24日	金	29	上尾市	伊奈町
		30	所沢市	三芳町
		31	蕨市	戸田市
		32	本庄市	美里町

□日程変更の問い合わせは2月20日までです

地域社保協活動交流集会のお知らせ

●さいたま市、南部地域社保協

(さいたま市、川口市、蕨市、戸田市)

2026年4月18日(土) 14:00～

場所 蕨市の公民館を予定

●東部南地域社保協

(三郷、草加、八潮、越谷、吉川、松伏、春日部)

2026年4月25日(土) 14:00～

場所 越谷市の公民館を予定

交流議題→地域社保協の活動、会議開催の状況、自治体要請キャラバンの準備状況、学習会の計画をはじめ1年間の活動計画、財政問題、県社保協への要望。15～30分程度の学習会。

大勢の参加を！社保協がない地域の団体、個人の参加大歓迎です。